

品川区多文化共生等推進事業助成金交付要綱

制定	令和2年3月12日	区長決定	要綱第 29号
改正	令和3年3月23日	部長決定	要綱第 70号
	令和3年4月 1日	部長決定	要綱第298号
	令和6年3月21日	区長決定	要綱第103号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に居住する外国人（以下「在住外国人」という。）との交流、在住外国人の生活等支援および多文化共生の推進を目的とする事業等（以下「多文化共生事業等」という。）を行う団体に対する品川区多文化共生等推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和 39 年品川区規則第 4 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次のいずれかを目的とする事業とする。

- (1) 区民と在住外国人双方による地域での交流推進を目的とする事業
- (2) 在住外国人の生活支援を目的とする事業
- (3) 在住外国人の日本語学習または学習支援を行う事業
- (4) 多文化共生意識の醸成および啓発に資する事業

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は助成の対象としない。

- (1) 品川区外で行う事業または主に品川区民以外を対象とする事業
- (2) 他の団体から補助金等を受領している事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 特定の個人または法人その他の団体のみの利益を目的とする事業
- (5) 宗教活動または政治活動を目的とした事業
- (6) 調査または研究を目的とした事業
- (7) その他区長が適当でないと認めるもの。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 主に品川区内で活動を行う団体であること。
- (2) 原則として、申請日において1年以上の活動実績があり、今後も多文化共生事業等を継続する見込みのある団体であること。
- (3) 法人格を有する団体または5人以上で構成されている団体であること。
- (4) 団体の運営に関する規程（定款、規約、会則等）が定められていること。
- (5) 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持もし

くは反対することを目的とした団体ではないこと。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

（助成金額等）

第4条 助成金の額は、助成金対象事業に係る経費（以下「助成対象経費」という。）の合計額から当該助成対象事業の実施による収入を減じた額の3分の2以内とし、10万円を超えない額とする。ただし、1千円未満は切り捨てるものとする。

2 前項の助成金額の総額は、予算に定める範囲内とする。

3 助成対象経費は、助成対象事業の実施に必要な経費で別表第1に定める経費とする。ただし、団体運営のための経常的経費および自己資金のない事業計画による事業の経費は助成対象としない。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、品川区多文化共生等推進事業助成金交付申請書（第1号様式）に別表第2に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、区長は電子情報処理組織を使用して申請を行わせることができる。

3 その他申請に係る必要事項については、別に定める募集要領によるものとする。

（助成金の交付決定）

第6条 区長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請の目的および内容等を審査し、適当と認め、助成金の交付を決定したときは品川区多文化共生等推進事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により、助成金の交付をしないことを決定したときは品川区多文化共生等推進事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請団体に通知するものとする。

（事業の変更）

第7条 助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、第5条の規定により提出した書類の内容について変更しまたは中止しようとするときは、品川区多文化共生等推進事業助成金活動計画変更（中止）承認申請書（第6号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項にかかわらず、区長は電子情報処理組織を使用して申請を行わせることができる。

3 区長は、前2項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、品川区多文化共生等推進事業助成金活動計画変更（中止）承認書（第7号様式）により助成団体に通知するものとする。

4 前項の規定により助成対象事業の中止を承認したときは、当該申請に係る助成金

の交付決定を取消すものとする。

(実績報告)

第8条 助成団体は、助成対象事業を完了したときは品川区多文化共生等推進事業助成金実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に、別表第3に定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 助成団体は、助成対象事業を完了した日から起算して30日以内、または交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、前項に規定する実績報告書および書類を区長に提出しなければならない。

3 前2項にかかわらず、区長は電子情報処理組織を使用して実績報告を行わせることができる。

(助成金額の確定通知)

第9条 区長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を精査し、交付すべき助成金の額を確定し、品川区多文化共生等推進事業助成金交付額確定通知書（第10号様式。以下「確定通知書」という。）により助成団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 助成団体は、前条に規定する確定通知書を受領した日から7日を経過する日までに、区長に対して品川区多文化共生等推進事業助成金交付請求書（第11号様式。以下「請求書」という。）により請求するものとする。

2 区長は、請求書を受領してから30日以内に、助成団体が指定する銀行口座に助成金を振り込むことにより交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 助成対象事業において、他の助成金制度により重複して助成金の交付を受けたとき。

(4) 助成金の交付決定の内容と助成対象事業の実施結果が著しく異なるとき。

(5) その他法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその内容を品川区多文化共生等推進事業助成金交付決定取消通知書（第12号様式。以下「取消通知書」という。）により通知する。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金の全部または一部が交付されているときは、当該助成金の差額分を前条第

2 項に規定する取消通知書により、期限を定め、当該助成金の全部または一部を助成団体から返還させることができる。

(調査)

第13条 区長は、助成団体に対して助成金の使途に関する必要な調査を行い、または資料の提出を求めることができる。

(関係書類の保存)

第14条 助成団体は、助成金の使途について収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支および支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、当該助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長室長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	補助対象経費の種類
報償費	事業で行う講演会・研修等の講師謝礼（交通費含む。）、通訳・翻訳等（助成団体の構成員に対して支払うものを除く。）
会場使用料	会場および設備等の借上げ経費
広報関係費	ポスター、チラシ、パンフレット等の作成経費。Web サイト作成経費。
原材料・消耗品費	事務用品、用紙および書籍の購入費用。印刷等。
保険料	傷害保険への加入費等
通信運搬費	文書等送付料
その他の経費	その他区長が認める経費

別表第 2（第 5 条関係）

項目	必要書類
助成金交付申請書に添付する書類	①事業計画書（第 2 号様式） ②収支予算書（第 3 号様式） ③申請団体の目的を記載したもの（定款、会則等）【様式任意】 ④役員（会員）名簿 【様式任意】 ⑤申請団体の当該年度の年間活動計画書および前年度の活動報告書 【様式任意】 ⑥申請団体の当該年度収支予算書および前年度の決算書 【様式任意】 ⑦その他区長が指定するもの

別表第 3（第 8 条関係）

項目	必要書類
実績報告書に添付する書類	①収支決算書（第 9 号様式） ②その他区長が指定するもの